

# 北陸中央病院認定看護師育成規程

平成20年3月6日制定

## (目的)

第1条 この規程は、公立学校共済組合北陸中央病院（以下「病院」という。）の看護現場でのケアの質の向上を図るため、特定の看護分野において、習得した看護技術を用いて高水準の看護を実践できる認定看護師を育成することを目的とする。

## (選定基準)

第2条 病院として必要な認定分野であることを育成対象看護師の選定基準とする。

- 2 看護部において認定分野及び人材の適正等を検討し、経営会議に諮り、研修の許可を得る。

## (研修の取扱)

第3条 認定看護師研修の期間中の給与は給料及び経過措置による給料を支給する。

- 2 研修場所への往復交通費は看護部調査研究費から支給する。
- 3 認定看護師資格取得にあたっては本部支援策を受けることができる。この場合、支援額は必要経費（入学検定料、入学金、授業料、参考図書、認定登録料等）の3分の1（上限40万円）が支給される。
- 4 前項の支援を希望する場合は支援申請・請求書に認定証書（写し）、その他経費を明らかにする書面を添えて、総務課から本部に請求する。

## (研修後の取扱等)

第4条 認定看護師は資格取得後、最低3年間在職するものとする。

- 2 認定看護師は習得した看護技術と知識をもって看護を実践するものとし、他の看護職員のケア技術の向上を図るため教育・指導を行なうものとする。

## (資格取得費用返還)

第5条 前条第1項に定める期間内に退職した場合は、第3条の規定により支給を受けた金額を病院に返還するものとする。

## 附 則

この規程は、平成20年4月1日より実施する。